

## 地域みらい留学等促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、地域みらい留学等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 高知県立高等学校（以下「県立高校」という。）への入学を検討している高知県外在住の者が県立高校を訪問する際に、住所地から高知県内の目的地までの移動等に要した経費の一部を補助することにより、県立高校の入学者数の増加を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、県立高校へ訪問した日から90日を経過する日又は県立高校へ訪問した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 地域みらい留学等促進事業費補助金交付申請書（兼実績報告書）（別記様式1）
- (2) 訪問確認票（別記様式2）
- (3) 誓約書（別記様式3）
- (4) 交通費等の金額を証明する領収書等
- (5) 振込先銀行口座（申請者名義に限る）の通帳等の写し

### (補助金の交付の決定及び補助金額の確定)

第5条 教育長は前条の規定による交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請をした者に通知するとともに補助金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に該当する場合又は直近1年について国税及び都道府県税の滞納がある場合を除く。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第7条 教育長は、当該申請をした者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合

(2) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(3) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合

(4) 本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(関係書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は補助の交付を受けた者に関して高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象者	補助対象経費(※1)	補助率及び補助限度額	補助回数
<p>高知県立高等学校への入学(転入学・編入学を除く。)を検討する高知県外在住の中学生、中学既卒者(保護者の転勤等による家族での転居及び隣接県からの通学、高知県内山村留学生の入学志願者を除く。)及びその同伴者(同伴者は1名に限る)</p>	<p>(1)交通費(※2) 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学又は学校見学等のために、住所地から当該高知県立高等学校の所在地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費</p> <p>(2)宿泊費(※3) 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学等のために移動した際に、高知県内で宿泊する際に要した経費(素泊まり分のみで12,000円以内)</p>	<p>(1)補助率 一人当たり10,000円を超えた額の1/2以内</p> <p>(2)補助限度額 一人当たり30,000円</p>	<p>同一年度内に1人1回までとする</p>

- ※1 (1) 領収書等の関係書類で確認できる経費のみを補助対象経費として認める。  
(2) 地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助を受けている場合は、当該補助金の額を対象経費から除外する。  
(3) 対象経費には、取消料及びキャンセル料を含まない。
- ※2 補助対象となる交通手段及び交通費は、以下の条件を満たすものであること(複数の交通用具を利用する場合も、併せて申請することができる。)  
(1) 旅客輸送を行う鉄道事業者の鉄道の乗車券、急行券、特急券、指定席券等の料金又は路面電車の運賃。ただし、グリーン車利用料金は対象としない。  
(2) 国内航空運送事業を営む航空機の運賃等。ただし、国内線プレミアムシートは対象としない。  
(3) 高速バス、空港連絡バス、路線バス等の乗合バスの運賃等。  
(4) 旅客船の運賃等。  
(5) レンタカーの借り上げ代。  
(6) 自動車を利用した場合の高速道路等の利用料金(ガソリン代は対象外とする)。
- ※3 宿泊費の補助は、以下のとおりとする。  
(1) 素泊まり分で、一泊12,000円以内。(原則一泊分に限る。)  
(2) 以下のいずれかに該当する場合は内容を考慮して二泊目以降についても対象経費と認める場合がある。  
ア 高知県立高等学校を複数校訪問する場合。  
イ 学校等のプログラムが二日以上に渡る場合。  
ウ その他やむを得ない場合で、一泊を超えて宿泊する場合があると認められる場合。

別表第2（第5条、第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。